

11月から

## クリーンセンターへの**災害ごみ**の搬入には

証明書

が必要になります

災害ごみの受付は  
平成31年3月29日（金曜日）で  
終了します。

台風 21 号に伴い岸和田市または貝塚市で発生した災害ごみを岸和田市貝塚市クリーンセンターへ搬入する際には、11 月から「災害廃棄物証明書」が必要となります（各市で発行している「罹災証明書」とは別のものです）。

搬入する前にいったんそれぞれの市廃棄物担当課（下記参照）へ来課の上、ごみの内容確認を受けてください。災害ごみと確認できればその場で証明書を発行しますので、そのままクリーンセンターへ搬入してください。

災害ごみの処分料は現在免除ですが、証明書が無い場合や災害ごみと確認できないものは、一般ごみ（有料）扱いとなりますのでご注意ください。

### 市の廃棄物担当課

★岸和田市 市民環境部 環境課

岸和田市土生町 2 丁目 4 番 30 号 岸和田市環境事務所内  
電話 072-423-9440

★貝塚市 総務市民部 廃棄物対策課

貝塚市畠中 1 丁目 17 番 1 号 貝塚市役所第 2 別館 2 階  
電話 072-433-7009

災害ごみのクリーンセンターでの受付は下記のとおりです。

★月～金曜日（祝日を含む） 午前9時～正午

午後 1 時～午後5時

（ともに終了時間の 30 分前までに入场してください）

※ 証明書をお持ちの上搬入してください。

※ 災害ごみの撮影や免許証・車検証の確認をする場合があります。

#### 【注意事項】

★クリーンセンターへ搬入の際はできる限りの範囲で、金属類、がれき（瓦・スレート等）、可燃ごみに分別してください。

★家電リサイクル法対象品目（洗濯機及び衣類乾燥機、エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫）やパソコン、バッテリーやタイヤ、消火器、危険物等の処理困難物、その他クリーンセンターの受入基準を満たさないものは受け付けできません。

★岸和田市・貝塚市域で発生した災害ごみ以外は持ち込めません。

★町会などでの集積は終了していますので、公園や道路、町会館等へは新たに置かないでください。不法投棄とみなす場合があります。

★住家等の修繕工事や解体工事を業者に依頼され、工事に伴い不要となった瓦、レンガ、コンクリートブロック、シャッター、網戸などは、廃棄物処理法の規定により施工業者（元請業者）が処理すべき産業廃棄物となるため、一般廃棄物として引き取ることができません。

★ご不明な点があれば、市廃棄物担当課へお問い合わせください。